

## (1) 学則案の全文

### 尚絅学院大学大学院学則

#### 第 1 章 目的及び使命

(趣旨)

第 1 条 この学則は、尚絅学院大学学則第 6 条第 2 項の規定に基づき、尚絅学院大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第 2 条 本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精新な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 本大学院の設置する研究科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については、別表 1 のとおりとする。

(自己点検及び自己評価)

第 3 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う。

2 前項の点検及び評価の結果について、定期的に外部評価及び認証評価を受け、その結果を公表する。

3 点検・評価の内容、実施方法及びその結果の活用等については、別に定める。

(課程の目的)

第 4 条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精新な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。

#### 第 2 章 組織、学生定員、修業年限及び在学年限

(組織)

第 5 条 本大学院に置く研究科、専攻及び課程並びにその入学定員及び収容定員は、次に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
総合人間科学研究科	心理学専攻	修士課程	6名	12名
	人間学専攻	修士課程	6名	12名
	公共社会学専攻	修士課程	6名	12名
	健康栄養科学専攻	修士課程	6名	12名

2 心理学専攻に、臨床心理学コースと心理行動科学コースを置く。

(修業年限)

第 6 条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第 7 条 本大学院における在学年数は、4年を超えて在学することはできない。

#### 第 3 章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第 8 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 9 条 学年を分けて、次のとおりとする。

(1) 前期4月1日より9月30日まで

(2) 後期10月1日より翌年3月31日まで

(授業期間)

第 10 条 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 休業日を下記のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日11月24日
- (4) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める本大学院の学事暦による。

2 必要がある場合は、学長は臨時に休業日を定め、若しくは変更することができる。

#### 第4章 入学並びに休学、復学、退学及び除籍

(入学時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第14条 本大学院に入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

- 2 入学検定料は、別に定める。
- 3 入学検定料は、納入後、いかなる理由があっても返還しない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日以内に所定の書類を提出するとともに所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学の許可)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由により3ヵ月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第18条 休学期間は、1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第7条の在学年限には算入しない。

(復学)

第19条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長に願出でてその許可を得、学期の始めにより復学することができる。

(退学)

第20条 本大学院をやむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第21条 品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、研究科委員会において懲戒を要すると認められたときは、けん責、停学又は退学に処せられる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第7条に定める在学年限を超えた者

- (3) 第18条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(教育方針)

第23条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）によって行うものとする。

(履修の要件)

第24条 本大学院総合人間科学研究科各専攻別の修士課程の開講科目単位数及び履修方法は、別表2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(履修方法)

第26条 修士課程を履修するには、それぞれの専攻の授業科目について30単位以上を修得しなければならない。

- 2 履修授業科目の選定にあたっては、あらかじめ指導教員の指示を受けなければならない。
- 3 授業科目の履修にあたっては、毎学年度の始めに、当該学年度に履修する授業科目を届け出なければならない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第27条 研究科委員会において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生は、当該他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。但し、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 研究科委員会において、教育上有益と認めるときには、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。ただし、第30条のただし書に規定する単位としてみなす場合は、第13条に定める入学資格を有した後に修得したものに限り。）を研究科委員会の議を経て、大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

(他の大学院における履修及び入学前の既修得の認定単位数)

第29条 第27条第2項及び第28条第2項により認定できる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(試験)

第30条 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。但し、研究委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認める時期に、その委員会の定める方式によって行う。

(成績評価)

第31条 成績の評価は、S、A、B、C及びDをもって示し、S、A、B及びCを合格とする。

成績	評価
100～90点	S
89～80点	A

79～70点	B
69～60点	C
59点以下	D

## 第6章 課程修了及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第32条 修士課程に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、その専攻するところに従い、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、第28条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位の認定を受けた者については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院の定める期間在学したものとみなすことができるものとし、1年以上在学すれば足りるものとする。

(修士の学位の専攻分野の名称)

第33条 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士の学位の専攻分野名称
総合人間科学研究科	心理学専攻	心理学
	人間学専攻	学術
	公共社会学専攻	社会学
	健康栄養科学専攻	栄養学

(学位規定)

第34条 この学則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、本大学院の学位規程の定めるところによる。

(教職課程)

第35条 教育職員免許状の所有資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本大学院において修得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
総合人間科学研究科	人間学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民

(公認心理師課程)

第36条 総合人間科学研究科心理学専攻の学生で公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法並びに同法施行規則に則り、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 公認心理師に関する必要な事項は、別に定める。

(臨床心理士課程)

第37条 総合人間科学研究科心理学専攻の学生で臨床心理士の受験資格を得ようとする者は、本学が開設する授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 臨床心理士に関する必要な事項は、別に定める。

## 第7章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、特別研修生、委託研修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第38条 本大学院研究科の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を希望する者があるときは、本大学院の教育、研究に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第39条 研究科委員会においてあらかじめ他大学の大学院と協議して、双方の承認が得られたとき、他大学の大学院学生で本大学院の授業科目を履修しようとする者を、学長が特別聴講生として聴講を許可することがある。

2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第40条 本大学院において、特定の専門領域について研究を希望する者があるときは、本大学院の教育、研究に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、学長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める

(委託研修生)

第41条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関等の長からその所属教職員等について研究指導の委託の願い出があるときは、研究科委員会の議を経て、学長が委託研修生として受入れを許可することがある。

2 委託研修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、大学院で教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上研究科委員会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

## 第8章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(学納金等の納入)

第43条 本大学院の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表3のとおりとする。

第44条 前条の納付金のうち、授業料は前期、後期の2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納入しなければならない。

(納入金の不還付)

第45条 既納の学納金は、別の定めによるもののほか、これを返還しない。

(学費未納の取扱い)

第46条 授業料その他の学納金を収めない者は、当該期又は年度の履修について成績評価を受けることができない。但し、授業料延納願いが受理された場合については、この限りでない。

## 第9章 教員及び研究科委員会

(指導教員)

第47条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授が担任する。但し、特別の事情がある場合には、准教授又は講師をこれに充てることがある。

(研究科委員会)

第48条 研究科に関する重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

## 第10章 研究指導施設

第49条 本大学院に、研究室、実験室、実習室及び臨床心理相談室を置く。

2 尚絅学院大学の学群及びその他の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導に充てる。

3 臨床心理相談室の運営については、別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第50条 学生として他の模範となる善行・業績があった者は、研究科委員会の議を経て学長がこれを賞する。

(懲戒)

第51条 本大学院の諸規程に違反し学生の本分に背いた行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒処分基準及びその手続きについては、別に定める。

## 第12章 学則の改正

第52条 本学則の改正は、研究科委員会及び教授会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 本学則は、平成29年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、平成29年12月4日から施行する。

2 改正された第7章第33条から37条については、平成30年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正された第33条については、平成30年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正された第34条及び第35条については、平成31年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正された第5条については、令和2年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正された第27条及び第27条の2、第30条、別表2-1については、令和3年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 本学則は、令和5年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

別表1（本学則第2条第2項：目的）

総合人間科学研究科	<p>1. 課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力</p> <p>2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力</p> <p>3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、多文化を理解し尊重できる能力以上の能力を身につけた人材を養成する。</p>
心理学専攻	<p>心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察が出来る人材を養成する。</p>
人間学専攻	<p>人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担う人材を育成する。</p>
公共社会学専攻	<p>人口減少に悩む地域社会の課題から、気候変動などの地球規模の問題に至るまで、持続可能な開発目標（SDGs）をめぐるさまざまな公共的諸課題に現代社会は直面している。社会学を中心に、環境学、経済学・経営学、教育学、文化人類学などと連携し、市民社会・地域社会の人々との対話を重視して、社会に開かれた新しい学問、「公共社会学」を専門的に研究する人材を養成する。</p>
健康栄養科学専攻	<p>自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。</p>

別表 2 - 1 (本学学則第 2 4 条：総合人間科学研究科心理学専攻(修士課程))

臨床心理学コース			
授業科目名	単位数		備考
	必修	選択	
臨床心理学特論	4		
臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2		
臨床心理面接特論Ⅱ	2		
臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
臨床心理査定演習Ⅱ	2		
臨床心理基礎実習	2		
臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅲ)	1		
臨床心理実習Ⅱ	1		
心理学研究法特論A		2	
臨床心理学研究法特論		2	
認知心理学特論		2	
発達心理学特論		2	
社会心理学特論		2	
心理療法特論		2	
投影法特論		2	
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	
神経生理学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)			
障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
教育分野に関する理論と支援の展開		2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2	
心の健康教育に関する理論と実践		2	
心理学総合演習Ⅰ		1	
心理学総合演習Ⅱ		4	
心理学総合演習Ⅳ		4	
特別研究Ⅰ	4		
特別研究Ⅱ	4		

心理行動科学コース			
授業科目名	単位数		備考
	必修	選択	
心理学研究法特論A		2	1 2 単位以上
心理学研究法特論B		2	
認知心理学特論		2	
学習心理学特論		2	
神経生理学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	
発達心理学特論		2	
社会心理学特論		2	
臨床心理学研究法特論		2	
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展		2	



開)			
障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
教育分野に関する理論と支援の展開		2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2	
心の健康教育に関する理論と実践		2	
心理学総合演習Ⅰ	4		
心理学総合演習Ⅱ	4		
特別研究Ⅰ	4		
特別研究Ⅱ	4		

別表 2 - 2 (本学学則第 2 4 条 : 総合人間科学研究科 人間学専攻 (修士課程))

授業科目名	必修	選択	備考
宗教学特論		2	1 4 単位
聖書学特論		2	
近代思潮		2	
現代思潮		2	
法学特論		2	
教育哲学特論		2	
認知科学特論		2	
聖書学演習		2	
宗教学演習		2	
哲学・現代思想演習		2	
法学演習		2	
人間存在基礎演習		2	
教育哲学演習		2	
認知科学演習		2	
人間共生特論	2		1 6 単位
人間共生演習	2		
共生社会演習 I	2		
共生社会演習 II	2		
特別研究	8		
制度経済・政策学特論		2	
制度経済・政策学演習		2	

別表 2 - 3 (本学学則第 2 4 条 : 総合人間科学研究科公共社会学専攻 (修士課程))

授業科目名	必修	選択	備考
公共社会学特論	2		必修科目 1 6 単位、選択科目から 1 4 単位以上、合計 3 0 単位以上
社会調査法特論	2		
環境社会学特論		2	
災害社会学特論		2	
地域社会学特論		2	
環境経済学特論		2	
地域経営学特論		2	
情報社会学特論		2	
教育社会学特論		2	
生涯教育特論		2	
文化人類学特論		2	
公共社会学演習 I	2		
公共社会学演習 II	2		
SDG s 教育演習 I		2	
SDG s 教育演習 II		2	
災害復興論演習 I		2	
災害復興論演習 II		2	
地域社会演習 I		2	
地域社会演習 II		2	
環境経済学演習 I		2	
環境経済学演習 II		2	
地域経営学演習 I		2	
地域経営学演習 II		2	
メディア文化論演習 I		2	
メディア文化論演習 II		2	
多文化理解演習 I		2	
多文化理解演習 II		2	
生涯教育演習 I		2	
生涯教育演習 II		2	
公共人類学演習 I		2	
公共人類学演習 II		2	
特別研究	8		

別表 2 - 4 (本学学則第 2 4 条：総合人間科学研究科健康栄養科学専攻 (修士課程))

授業科目名	必修	選択	備考
栄養科学特論Ⅰ		2	1 2 単位以上
栄養科学特論Ⅱ		2	
栄養科学特論Ⅲ		2	
栄養科学演習		2	
健康栄養デザイン論Ⅰ		2	
健康栄養デザイン論Ⅱ		2	
健康栄養デザイン論Ⅲ		2	
健康栄養デザイン論Ⅳ		2	
健康栄養デザイン演習		2	
健康栄養科学概論	2		1 8 単位
基礎演習	4		
総合演習	4		
特別研究	8		

別表3（本学則第43条）

専攻名	検定料	入学金	授業料	施設設備資金
心理学専攻	30,000 円	250,000 円	505,000 円	190,000 円
人間学専攻	30,000 円	250,000 円	505,000 円	40,000 円
公共社会学専攻	30,000 円	250,000 円	505,000 円	40,000 円
健康栄養科学専攻	30,000 円	250,000 円	505,000 円	250,000 円

※本学短期大学部及び短期大学部専攻科並びに総合人間科学部卒業生並びに人文社会学群卒業生、心理・教育学群卒業生及び健康栄養学群卒業生は、入学金を免除する。

## (2) 変更事項を記載した書類

### ①変更の事由

大学院総合人間科学研究科に公共社会学専攻を設置するのに伴い、以下の事項の改正を行った。

### ②改正施行期日

令和5年(2023)年4月1日とする。なお、この改正学則は、令和5(2023)年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、従前の学則を適用する。

### ③変更点

#### 1. 研究科の組織(第5条)

- 公共社会学専攻を新たに設置し、入学定員6名、収容定員12名とした。
- 公共社会学専攻の設置に伴い、人間学専攻のコースを廃止した。

#### 2. 修士の学位の専攻分野の名称(第33条)

新たに設置した公共社会学専攻の学位の専攻分野の名称に関して、「社会学」と定めた。

#### 3. 研究科各専攻の目的(別表1)

- 新たに設置した公共社会学専攻の目的に関して定めた。
- 公共社会学専攻の設置に伴い、総合人間科学研究科の目的を一部改正した。

#### 4. 授業科目、単位(別表2)

- 公共社会学専攻の設置に伴い、人間学専攻の教育課程を改正した。(別表2-2)
- 新たに設置した公共社会学専攻の授業科目及び履修方法、単位数について定めた。(別表2-3)

#### 5. 学納金(別表3)

新たに設置した公共社会学専攻の学納金(検定料、入学金、授業料、施設設備資金)を定めた。

#### 6. その他

学則改正に伴い、条数の改正等その他学則の整備を行った。

#### 7. 附 則

公共社会学専攻を設置したのに伴い学則改正を行ったため、附則を加えた。

(3) 変更部分の新旧対照表

※下線は改正箇所

新旧対照表				
新			旧	
<p>(研究科) 第5条 本大学院において設置する研究科及び学生定員は次の通りとする。</p>			<p>(研究科) 第5条 本大学院において設置する研究科及び学生定員は次の通りとする。</p>	
研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
総合人間科学研究科	心理学専攻	修士課程	6名	12名
	人間学専攻	修士課程	6名	12名
	<u>公共社会学専攻</u>	<u>修士課程</u>	<u>6名</u>	<u>12名</u>
	健康栄養科学専攻	修士課程	6名	12名
<p>2. 心理学専攻には、臨床心理学コースと心理行動科学コースをおく。</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p><u>第29条</u> 第27条第2項及び<u>第28条</u>第2項により認定できる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p><u>第32条</u> 修士課程に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、その専攻するところに従い、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、<u>第28条</u>第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位の認定を受けた者については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院の定める期間在学したものとみなすことができるものとし、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(修士の学位の専攻分野の名称)</p> <p><u>第33条</u> 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。</p>			<p>2 心理学専攻には、臨床心理学コースと心理行動科学コースをおく。</p> <p><u>3 人間学専攻に、人間学コースと共生社会学コースを置く。</u></p> <p><u>第27条の2</u> (略)</p> <p><u>第27条の3</u> 第27条第2項及び<u>第27条の2</u>第2項により認定できる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p><u>第30条</u> 修士課程に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、その専攻するところに従い、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、<u>第27条の2</u>第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位の認定を受けた者については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院の定める期間在学したものとみなすことができるものとし、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>(修士の学位の専攻分野の名称)</p> <p><u>第31条</u> 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。</p>	
研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
総合人間科学研究科	心理学専攻	修士課程	6名	12名
	人間学専攻	修士課程	6名	12名
	<挿入>			
	健康栄養科学専攻	修士課程	6名	12名
研究科	専攻	修士の学位の専攻分野の名称		
総合人間科学研究科	心理学専攻	心理学		
	人間学専攻	学術		
	<u>公共社会学専攻</u>	<u>社会学</u>		
	健康栄養科学専攻	栄養学		
研究科	専攻	修士の学位の専攻分野の名称		
総合人間科学研究科	心理学専攻	心理学		
	人間学専攻	学術		
	<挿入>			
	健康栄養科学専攻	栄養学		

第34条  
～ (略)  
第52条

附 則  
本学則は、平成19年4月1日から施行する。  
(略)  
本学則は、令和3年4月1日から施行する。  
2 改正された第27条及び第27条の2、第30条、別表2-1については、令和3年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の原則とする。  
本学則は、令和5年4月1日から施行する。  
2 本学則は、令和5年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

別表1 (本学則第2条第2項: 目的)

総合人間科学研究科	1. 課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、 <u>多文化</u> を理解し尊重できる能力 以上の能力を身につけた人材を養成する。
心理学専攻	心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察が出来る人材を養成する。
人間学専攻	人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担う人材を育成する。
公共社会学専攻	人口減少に悩む地域社会の課題から、気候変動などの地球規模の問題に至るまで、 <u>持続可能性 (SDGs)</u> をめぐるさまざまな公共的課題に現代社会は直面している。社会学を中心に、環境学、経済学・経営学、教育学などと連携し、市民社会・地域社会の人々との対話を重視して、社会に開かれた新しい学問、「 <u>公共社会学</u> 」を専門的に研究する人材の養成を目的とする。
健康栄養科学専攻	自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

別表2-2 (本学則第24条: 総合人間科学研究科人間学専攻 (修士課程))

<削除>			
授業科目名	必修	選択	備考
宗教学特論		2	14単位以上
聖書学特論		2	
近代思潮		2	
現代思潮		2	
法学特論		2	
教育哲学特論		2	
認知科学特論		2	
聖書学演習		2	
<削除>			
宗教学演習		2	
<削除>			
哲学・現代思想演習		2	

第32条  
～ (略)  
第50条

附 則  
本学則は、平成19年4月1日から施行する。  
(略)  
本学則は、令和3年4月1日から施行する。  
2 改正された第27条及び第27条の2、第30条、別表2-1については、令和3年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の原則とする。  
<挿入>

別表1 (本学則第2条第2項: 目的)

総合人間科学研究科	1. 課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、 <u>異文化</u> を理解し尊重できる能力 以上の能力を身につけた人材を養成する。
心理学専攻	心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察が出来る人材を養成する。
人間学専攻	人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担う人材を育成する。
<挿入>	<挿入>
健康栄養科学専攻	自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

別表2-2 (本学則第24条: 総合人間科学研究科人間学専攻 (修士課程))

人間学コース			
授業科目名	必修	選択	備考
ヘブライ思潮		2	14単位以上
キリスト教思潮		2	
近代思潮		2	
現代思潮		2	
<挿入>			
教育哲学特論		2	
認知科学特論		2	
聖書学演習 I		2	
聖書学演習 II		2	
宗教学演習 I		2	
宗教学演習 II		2	
共生哲学・共生思想演習 I		2	





地域経営学演習Ⅱ		2
メディア文化論演習Ⅰ		2
メディア文化論演習Ⅱ		2
多文化理解演習Ⅰ		2
多文化理解演習Ⅱ		2
生涯教育演習Ⅰ		2
生涯教育演習Ⅱ		2
公共人類学演習Ⅰ		2
公共人類学演習Ⅱ		2
特別研究	8	

別表2 - 4 (本学則第24条：総合人間科学研究科健康栄養科学専攻(修士課程))

別表3 (本学則第43条)

専攻名	検定料	入学金	授業料	施設設備資金
心理学専攻	30,000円	250,000円	505,000円	190,000円
人間学専攻	30,000円	250,000円	505,000円	40,000円
公共社会学専攻	30,000円	250,000円	505,000円	40,000円
健康栄養科学専攻	30,000円	250,000円	505,000円	250,000円

\*本学短期大学部及び短期大学部専攻科並びに総合人間科学部卒業生並びに人文社会学群卒業生、心理・教育学群卒業生及び健康栄養学群卒業生は、入学金を免除する。

別表2 - 3 (本学則第24条：総合人間科学研究科健康栄養科学専攻(修士課程))

別表3 (本学則第41条)

専攻名	検定料	入学金	授業料	施設設備資金
心理学専攻	30,000円	250,000円	505,000円	190,000円
人間学専攻	30,000円	250,000円	505,000円	40,000円
<新設>				
健康栄養科学専攻	30,000円	250,000円	505,000円	250,000円

\*本学短期大学部及び短期大学部専攻科並びに総合人間科学部卒業生並びに人文社会学群卒業生、心理・教育学群卒業生及び健康栄養学群卒業生は、入学金を免除する。

## 尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、尚絅学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第46条第2項に基づき、尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものである

(専攻主任)

第 2 条 大学院学則第5条に定める各専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任の選考は、各専攻に所属する構成員の中から研究科長の推薦に基づき学長が行う。

3 専攻主任の任期を2年とする。再任を妨げないが原則連続2期を限度とする。

(議長)

第 3 条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長が欠けたとき、又は事故があったときは、あらかじめ専攻主任の中から委員会で定められた者が前項の職務を代行する。

(委員会の成立)

第 4 条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。但し、次の各号の一つに該当する者は除く。

(1) 休職者

(2) 1ヵ月以上の出張者

(審議事項)

第 5 条 委員会は、大学院学則第43条第4項に基づき、次の各号に掲げる教育研究に関する重要事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

(1) 大学院学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項

(2) 教育課程に関する事項

(3) 学生の除籍及び懲戒による退学に関する事項

(4) 学生の試験及び課程の修了に関する事項

(5) 学位論文の審査及び学位授与に関する事項

(6) 学生の賞罰に関する事項

(7) 大学院担当教員の人事に関する事項

(8) 大学院における自己点検評価に関する事項

(9) その他、本研究科の教育及び研究並びに運営に関する事項

(議決)

第 6 条 議決は、特に定めある場合を除き、出席した構成員の過半数の同意により成立する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規程の準用)

第 7 条 本規程に定めるほかは、尚絅学院大学学則及び諸規程を準用する。

(議事録)

第 8 条 委員会の議事については、議事録を作成し、次回の委員会においてその内容の確認をするものとする。

2 委員会の事務は、教育研究支援課が行う。

(その他)

第 9 条 この規程の施行に際し必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長が定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

この改正規程は、2010年4月1日から施行する。

この改正規程は、2015年4月1日から施行する。

この改正規程は、2018年4月1日から施行する。

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。